

令和5年(2023年)12月1日から

事業系ごみ(一般廃棄物) 処理手数料を改定します。

今後も市が安全で安定的なごみ処理を継続し、受益者負担の適正化を図るため、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例を改正し、排出事業者のみなさまにご負担いただいている事業系ごみ処理手数料を改定します。

排出事業者のみなさまにおかれましては、事業系ごみを処理するにあたり適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いします。

改定額

手数料の改定にあたって、激変緩和のため、経過措置を設けています。

	時期	事業系ごみ処理手数料
現行	令和5年(2023年)11月末まで	10kgあたり 90円
経過措置期間	令和5年(2023年)12月から 令和7年(2025年)11月末まで	10kgあたり 120円
本施行	令和7年(2025年)12月から	10kgあたり 150円

事業系一般廃棄物の処理方法

- ① 一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する必要があります。
- ② その際、収集運搬料金とは別に、市に支払う事業系ごみ処理手数料が必要となります。



事業系ごみ処理手数料改定に関するQ&A

Q:事業系ごみ処理手数料とはなんですか。

A:ごみを焼却工場に搬入して、埋立地で最終処分するまでの経費のうち、排出事業者のみなさまにご負担いただくべきものとして枚方市が条例で定めたものです。

一般廃棄物収集運搬許可業者へお支払いいただく料金に含まれており、枚方市には一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて支払っています。

Q:なぜ事業系ごみ処理手数料を改定するのですか。

A:廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排出者責任やごみ処理原価との乖離状況などを踏まえ、費用負担の適正化を図るため、事業系ごみ処理手数料の見直しを行ったものです。

Q:ごみ処理原価とは何ですか。また、それはどれくらいですか。

A:ごみ処理原価とは、ごみを焼却工場で焼却して、埋立地で最終処分するまでにかかる費用のことです。また、枚方市のごみ処理原価は、315円/10kgです。(算定年度:令和2年度)

Q:収集運搬料金とはなんですか。

A:一般廃棄物収集運搬許可業者へお支払いいただく料金のうち、車両の燃料費や運転手の人件費等、一般廃棄物収集運搬許可業者が受け取る料金です。

Q:許可業者に払う料金は具体的にいくら変わるのですか。

A:料金については、契約内容によって変わります。契約している一般廃棄物収集運搬許可業者にご確認をお願いいたします。

事業系ごみの適正排出について

排出事業者責任について

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)

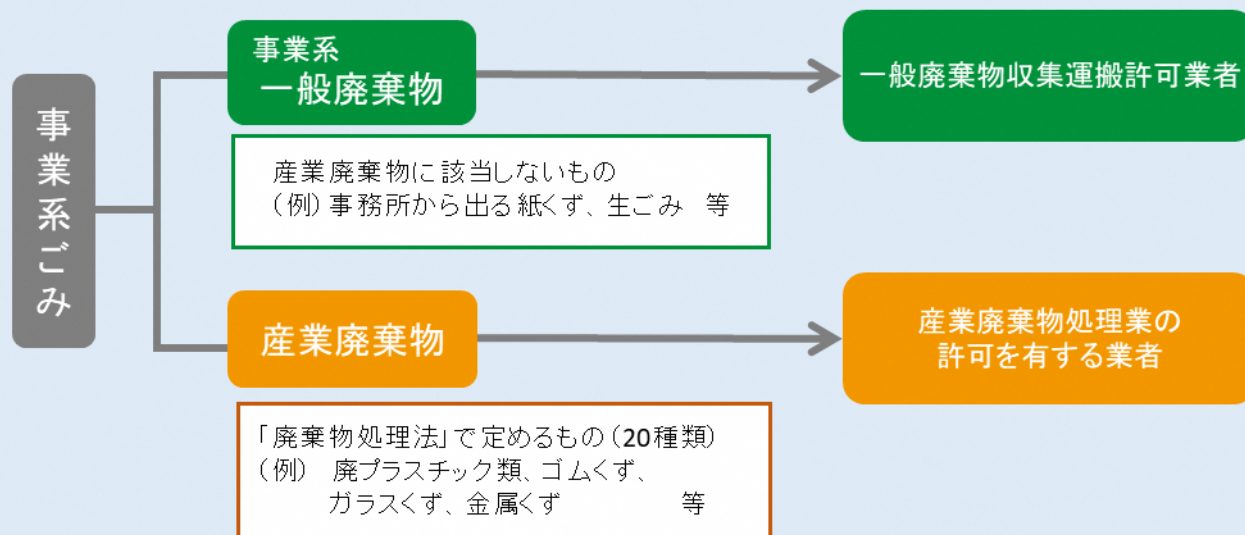
「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。

「自らの責任において適正に処理」には、自ら廃棄物を処理するか一般廃棄物収集運搬許可業者などへ処理を委託する方法がありますが、いずれにせよ、事業者は廃棄物を最終処分まで適正に処理する責任を有していることになります。

守っていただきたいルール

ルール1 事業系ごみを家庭系ごみ集積所に出すことはできません。

ルール2 市の清掃工場で処理できるのは事業系一般廃棄物のみです。
産業廃棄物を処理することはできません。



枚方市一般廃棄物収集運搬許可業者
枚方市ホームページ「業者一覧(一般廃棄物)」
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004049.html>



ごみの減量化・資源化について

現在排出されているごみの中には、減らすことのできるものや資源となるものなどが含まれている場合があります。ごみの減量化・資源化を推進することは、環境保全につながり、排出事業者のごみ処理費用の削減にもなる場合があります。是非、「4R」の取り組みにご協力をお願いいたします。



枚方市ホームページ「事業系一般廃棄物の減量および適正処理」
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004076.html>



お問い合わせ先

枚方市 環境部 循環型社会推進室 循環型社会推進課
電話 072-807-6211 FAX 072-849-6645